

24

行政法規

令和4年 問題24改題

B

  

宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。ただし、以下の記述のうち、「都道府県知事」は指定都市、中核市又は施行時特例市の長を含むものとする。

- (1) 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- (2) 都道府県知事は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針を定めなければならない。
- (3) 宅地造成等工事規制区域の土地（公共施設用地を除く。）において、高さが2メートルを超える擁壁の全部又は一部の除却の工事を行おうとする者は、その工事に着手する日の14日前までにその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- (4) 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められる場合、災害の防止のため必要であり、かつ、土地利用の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域の土地所有者等に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除去のための工事を行うことを命ずることができる。
- (5) 造成宅地防災区域内の宅地に擁壁を設置し、造成宅地防災区域の指定の事由がなくなったと認められる場合、造成宅地防災区域の指定は解除される。

(1) ○

都道府県知事は、宅地造成等に関する工事の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる（宅地造成及び特定盛土等規制法 12 条 3 項）。

(2) ×

主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針を定めなければならない（同法 3 条 1 項参照）。

(3) ○

宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く）において、高さが 2 メートルを超える擁壁、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑制ぐい等の全部又は一部の除却の工事を行おうとする者は、その工事に着手する日の 14 日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（同法 21 条 3 項、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 26 条 1 項参照）。

(4) ○

都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地所有者等に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる（同法 23 条 1 項参照）。

(5) ○

都道府県知事は、擁壁等の設置又は改造その他前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなったと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする（同法 45 条 2 項）。

以上より、正解は(2)である。